

5 各サービス(支援)の内容

(1) 介護予防に関する支援

☆介護予防・日常生活支援総合事業

生活支援サービスや介護予防について学ぶ講座等を実施しています。
詳細はあんしんすこやかセンター(24ページ)へご相談ください。介護予防に取り組む自主グループ等のご案内もしています。

一般介護予防事業	65歳以上の区民	認知症との関連を含めた運動・栄養・社会参加についての講話や体操体験ができる講座等
介護予防・生活支援サービス	要支援1・2または、基本チェックリストで一定の基準に該当する方	介護事業者や住民等が実施する家事援助等の生活支援サービスや身体機能の維持・向上等の自立支援のためのサービス

(2) 社会参加・仲間づくりに関する支援

① 認知症本人交流会

認知症の本人が、自らの体験や思い、必要としていることを語り合う場として、認知症本人交流会を開催しています。詳細は、世田谷区認知症在宅生活サポートセンター(21ページ)へお問い合わせください。

② 認知症カフェ (19ページの「ご家族の方への支援」にも記載しています)

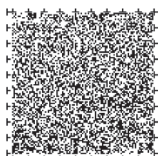
認知症の本人やご家族が、地域の身近な場所で気軽に参加し、医療・保健・福祉の専門職へ気軽に相談したり地域の方との交流ができる場所です。

③ ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデイ

地域住民が自主的に取り組む仲間づくり活動で、閉じこもりや孤立・孤独等の解消に向け、お茶やおしゃべりを中心としたサロン、心身機能の維持や寝たきり予防等も含めたレクリエーション、健康体操を主な活動としているミニデイなどがあります。

④ 高齢者クラブ

地域の高齢者が自主的に集まり、その知識と経験を活かし、地域交流、ボランティア活動、高齢者支えあい活動、生きがいを高めるために教養講座や趣味活動のほか、軽スポーツなどの健康活動を総合的に行っています。



アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)

認知症になってからも希望を持って安心して自分らしく暮らせるまちを目指して、新しい認知症の考え方を学び、自分ごととして考え、ともに語りあう「アクション講座」を開催しています。※詳細はあんしんすこやかセンター(24ページ)へお問い合わせください。

(3) 見守り支援

⑤ 高齢者安心コール

日常生活の困りごとや、見守りに関する相談を24時間受け付けています。相談内容に応じて電話訪問員による電話訪問サービスやボランティアによる訪問援助サービスがあります。詳細は高齢者安心コールへお問い合わせください。

高齢者安心コール

☎ 03-5432-1010

(24時間365日受付)

FAX 03-5432-1030

⑥ 町会・自治会等 (地区高齢者見守りネットワーク)

見守りが必要な高齢者に対し、住み慣れた場所での生活を支えていくうえで地域にある各種機関と地域住民が連携し、必要な支援につなげていくネットワークです。

⑦ 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、担当区域を受け持ち、日常生活の諸問題について相談に応じ、支援を行います。

⑧ あんしん見守り事業

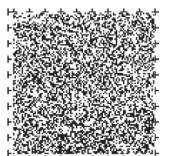
区内28ヶ所にある、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターが見守りを必要とする方を把握し、見守りボランティアによる定期的な訪問を行います。

⑨ せたがや一人歩きSOSネットワーク

ご高齢の方(認知症状のある方等)や障がいのある方などが、一人歩き中に道に迷うなど行方がわからなくなった際に、ご家族や介護者等からの依頼に基づき、地域の協力者の方々にその方の特徴(服装・写真など)をメール配信し、早期の安全確保を目指すネットワークの取組みです。※ご利用に際しては、事前登録をお願いします。

世田谷区社会福祉協議会
地域社協課調整係

☎ 03-5429-2233



⑩ 高齢者見守りステッカー

認知症により外出先から自宅に帰れなくなるなどの不安のある方(要介護1以上)を対象に、登録番号と高齢者安心コールの連絡先を記載しているステッカーを配付します。問い合わせは15ページ⑤高齢者安心コールへお願いします。

介護保険

介護を必要とする人を社会全体で支え合う制度です。できる限り自立した生活を送れるよう、利用者がサービスを選択して利用することができます。

介護保険の申請や相談などは、お住まいの地区のあんしんすこやかセンターへお問い合わせください。担当エリアや問い合わせ先などは24ページの一覧表をご覧ください。

(4) 介護の相談・介護保険サービスに関する支援

⑪ あんしんすこやかセンター(もの忘れ相談窓口)

区内28ヶ所にある、あんしんすこやかセンターで、認知症に関する様々なご相談をお受けします。医療機関の紹介、認知症の方への接し方、介護保険サービスについて等、自分自身、ご家族、身近な方の様々な相談ができます。

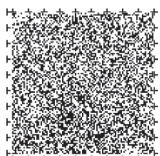
⑫ 居宅介護支援事業所と介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護を必要とする方が、適切な介護サービスが利用できるよう、介護保険サービスの相談に応じる相談窓口です。ご本人やご家族の要望を聞きながら、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や見直し、サービス事業者や施設との連絡・調整などを行う都道府県の指定を受けた専門機関です。

ここで実際に相談に応じたり、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するのが、保健・医療・福祉など介護の幅広い知識を持つ介護支援専門員(ケアマネジャー)です。

(5) 身体的ケアや認知症ケアに関する支援

⑬ 訪問介護(ホームヘルプ)



訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅などを訪問し、入浴、排泄、食事の介助などの身体介護や住居の清掃、洗濯、買い物、食事の準備などの生活援助を行います。

14 訪問入浴介護

移動入浴車で介護職員と看護師が訪問し、居宅で入浴の介護を行います。

15 夜間対応型訪問介護

夜間にホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問することにより、介護や身の回りの世話が受けられます。

16 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ホームヘルパーや看護師が定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問することにより、24時間介護や身の回りの世話が受けられます。

17 小規模多機能型居宅介護

利用される方の状況や環境に応じて「通い」「訪問」「宿泊」のサービスを組み合わせ利用できます。

18 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所(ショートステイ)し、介護やリハビリテーションを行います。

19 短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所(ショートステイ)し、看護・医学的な管理のもとで、介護やリハビリテーション、必要な医療を行います。

20 介護老人保健施設

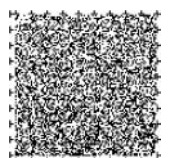
病状が安定し、自宅などへ戻れるように機能訓練に重点をおいた医療ケアが必要な場合に入所する施設です。医学管理のもとに、介護や機能訓練、日常生活上の世話などが受けられます。

21 通所介護(デイサービス)

日帰りで、デイサービスセンターで、食事・入浴の提供や、生活機能向上訓練、レクリエーションなどを行います。

22 認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)

認知症の方専用のデイサービス施設で、認知症の方に配慮した食事の提供、入浴などの介護や機能訓練などを行います。



⑳ 通所リハビリテーション(デイケア)

日帰りで、介護老人保健施設や病院・診療所併設の施設で、理学療法、作業療法その他のリハビリテーションなどを行います。

㉑ 訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士等が日常生活の自立を助ける機能訓練を行います。

(6) 医療・服薬等に関する支援

㉒ もの忘れチェック相談会

認知症が疑われる方やそのご家族を対象に、医師と個別に相談できる予約制の相談会です。

㉓ 認知症初期集中支援チーム事業

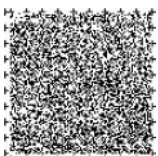
認知症(疑い含む)の方やご家族を対象に、看護師、医師等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が定期的に家庭訪問(6ヶ月程度)し、認知症に関する正しい情報提供や、認知症の進行や介護に関する心理的負担の軽減、適切な医療や介護サービスにつなぐなどの支援体制を作ります。

㉔ かかりつけ医・かかりつけ歯科医

家庭の日常的な診療や健康管理をしてくれる、地域にいる身近な医師・歯科医師のことです。

㉕ かかりつけ薬局

薬剤師に、薬の効果や飲み合わせ、費用など、様々な薬についての相談ができる、地域にある身近な薬局のことです。



29 認知症専門医療機関(認知症疾患医療センター) ※詳細は7ページをご覧ください。

認知症に関する専門医療相談や診療(診断)、認知症に伴う行動及び心理症状(怒りっぽさ・幻覚・妄想など)への対応や合併症への対応などを行っている医療機関です。

30 世田谷区もの忘れ診断地域連携(クリティカルパス)

地域の身近な医療機関ともの忘れ診断ネットワーク病院(専門医療機関)が連携して、専門の医療機関などに紹介し、専門的な検査や、治療などにつなげていく仕組みです。(地域の身近な医療機関への相談が必要です)主催は世田谷区医師会*・玉川医師会*です。

※両医師会ホームページなど詳しくは7ページをご覧ください。

31 訪問診療

治療や薬の処方などの相談を含めた診療を、医師がご自宅を訪問して行います。

32 訪問看護

看護師や保健師などが訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の世話や必要な診療の補助などを行います。

33 介護療養型医療施設

状態が安定し、長期の療養を必要とする場合に利用できる施設です。療養上の管理、看護・医学的な管理のもとで、介護、機能訓練その他の必要な医療などが受けられます。

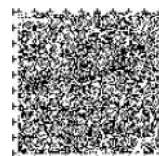
(7) ご家族の方への支援

2 認知症カフェ

認知症の人やご家族が、地域の身近な場所で気軽に参加し、医療・保健・福祉の専門職へ気軽に相談したり地域の方との交流ができる場所です。

34 介護者の会・家族会 ※詳細は8ページをご覧ください。

高齢者や認知症の方などを介護されているご家族が、介護のヒントや経験などを共有したり、日ごろの思いを語り合う場です。



35 家族のためのこころが楽になる相談

認知症の高齢者を介護するご家族を対象に、臨床心理士が個別にお話を伺う個別相談です。

36 介護マーク

介護している方が介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。



(8) 住まいに関する支援

37 福祉用具の貸与、福祉用具購入費の支給

歩行器や腰掛便座(ポータブルトイレ等)など、日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具の貸与または購入費の一部を支給します。

38 住宅改修費の支給

転倒予防、生活環境整備などのために必要な小規模住宅改修(新築・増築を除く)を行った場合、かかった費用の一部が支給されます。(区への事前申請が必要です)

39 サービス付き高齢者住宅

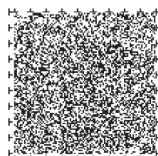
高齢者単身・夫婦世帯が、安心して居住できる賃貸等の住まいです。バリアフリー構造やケアの専門家による安否確認サービスなどを備えています。

40 有料老人ホーム

入居者の状況に応じて、食事の提供、掃除・洗濯等の家事や生活サービス、介護や健康管理などの支援を行う施設です。

41 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症の方が、趣味活動をしたり、介護や日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを利用しながら、少人数で共同生活をおくる場です。



④2 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排泄など常時介護が必要で、自宅での介護が困難な場合に入所する施設です。介護や日常生活の世話、機能訓練などが受けられます。(原則要介護3～5の方)

(9) 権利擁護に関する支援

④3 消費生活センター ※詳細は9・10ページをご覧ください。

消費者被害にあったり、不安を感じたときなど、消費生活トラブルに関する相談ができます。

④4 成年後見制度 ※詳細は10ページをご覧ください。

成年後見制度とは、認知症などで判断力が不十分な方に対して、家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産管理や福祉サービスなどの契約手続きなどを行い、安心して暮らせるように、本人の権利を守り生活を支援する制度です。社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 成年後見センターで相談ができます。

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 成年後見センター

成年後見センターでは、①あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)

②成年後見制度利用支援

③あんしん法律相談などを行っています。

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、あんしんすこやかセンターをはじめとする様々な関係機関などを後方支援するところです。また、認知症に関する講演会やイベント、認知症の人を介護するご家族の支援、認知症の人の居場所、活動の場づくりを行っています。

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

世田谷区松原6-37-10

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ1階

☎ 03-6379-4315

FAX 03-6379-4316

ホームページ <https://setagaya-ninsapo.jp/>

